

(件名)

海外に居住する年金受給者に対する現況届の提出期限に係る取り扱い

(内容)

1 海外に居住する年金受給者に対する現況届の提出期限に係る取り扱い

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構へ提出していますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を日本年金機構に提出することや、日本年金機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、厚生労働省（日本年金機構）は、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された後3ヶ月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いとしています。

なお、該当する受給権者の方には、郵便の受付の再開後、個別に届書の提出についてご案内するとしています。（※詳細は、下記HPをご参照下さい。）

【日本年金機構HP】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

2 日本年金機構問い合わせ先

本件についての問い合わせは、日本年金機構ねんきんダイヤルに直接ご連絡いただきますようお願い致します。

【ねんきんダイヤル】（＋８１）３－６７００－１１６５